

犬・猫とのつきあいかた

皆さんの家にいる犬・猫もりっぱな家族です。責任を持ち、マナーを守って飼いましょう。ペットとの楽しい生活を送るためにも、飼い主が近所の方や動物の苦手な方に配慮して飼うことが重要です。

犬猫には必ず首輪、迷子札を！

飼い犬・飼い猫が逃げたときは、すでに保護されている可能性もありますので、市環境課、動物指導センター、稲敷警察署へいったんお問い合わせください。保護した際、飼い主の判別ができないことが多いため、鑑札や迷子札を必ず付けてください。マイクロチップも効果的です。

稲敷市役所環境課 電話番号 029-892-2000 (内線2322)

茨城県動物指導センター 電話番号 0296-72-1200

稲敷警察署 電話番号 029-893-0110

■犬を飼うにあたって

絶対ダメ！！犬の放し飼い～犬の放し飼いは犯罪です！～

犬の放し飼いは、茨城県動物愛護および管理に関する条例第5条に違反します。飼い主の知らない間に、家の外でいたずらをしたり、他人に危害を加えていたり（怖がらせていたり）するかもしれません。散歩のときも、必ずリードにつないでください。特に、子どもやお年寄りへのかみつき事故は、命にかかわる重大事故になりかねません。放し飼いは絶対にやめましょう！

鳴き声・悪臭にご用心！

むだ吠えしないようにしつけを行うほか、散歩を十分にするとストレスが軽減され、むだ吠え抑制につながります。飼っている場所を清潔に保つことも忘れずに。

「ふん」をしたときは、必ず持ち帰りましょう！

犬を散歩に連れて行くときはマナー袋を持参し、ふんを持ち帰り適正に処理してください。ペットのふんは燃やすゴミと一緒に出すことができます。（一般家庭のペットのみです。また、犬・猫のふんは水に溶けないのでトイレには流さないでください。）

■猫を屋外で見かけたら

猫は必ず室内で飼いましょう！

屋外の猫が、不幸にも道路でひかれてしまう事故が多数発生しています。そのほか、自動車に足跡をつけたり、家の敷地内でふんなどをしたりして近所の迷惑になっているかもしれません。あなたの猫が好かれるためにも、室内飼いにとめてください。

猫に餌だけ与えている人へ

猫に「かわいそう」「仲良くなりたい」「しつこくねだられる」などの理由で、餌だけ与えて（「飼っているわけではない」など主張して）、それ以外の管理をしない無責任な飼い方は、猫をみだりに繁殖させ、その数をいわずに増やすことにつながります。

また、飼い猫に外で餌をあげるなどした際、出された餌を外からやってきた猫が不用意に食べてしまうと、その猫まで住みつきかねません。

猫は年3回も出産可能な生き物なので、外から猫を引き寄せ無秩序な繁殖を行った結果、近所に多大な迷惑をかけるおそれも生じます（裁判で損害賠償を命じられたケースもあります）。

餌をあげることは飼うことと同じだととらえ、責任をもって、他の人へ迷惑をかけないように正しく飼いましょう。

捨て猫は、やめましょう！

みだりに愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処せられます。

繁殖で増えたことにより（敷地に侵入されこっそり産んでしまった場合も含め）、産まれたばかりの子猫を、親から無理に引き離すケースが後を絶ちません。よりどころを失った子猫は、成猫になる前に多くが死んでしまいます。このように、愛護動物を場所的に隔離することにより、生命・身体を危険にさらす行為は「遺棄」となる可能性があります。

繁殖を望まない場合、事前に不妊・去勢手術を受けさせましょう。家の外からやってくる猫に対しては、忌避剤の使用もご検討ください（外の猫がこっそり産んでしまった場合は、自力でえさを食べられるように母猫が育てるまで手を出さず、そっとしておいてあげてください）。

地域猫活動について

稲敷市は、公益財団法人どうぶつ基金が手術費用等を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行っています。

令和3年度は、基金、基金の支援者、ボランティア団体の皆様の支援を受け、飼い主のいない1頭の猫について手術を行いました。関係者の方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

これまでの実績

令和元年度 2頭
令和2年度 1頭
令和3年度 2頭

さくらねごTNRとは？

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

詳しくは以下をご覧ください。

公益財団法人どうぶつ基金

<https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campaign/story/>

殺処分の減少を目的とする活動は、以下のとおり県条例に基づくものです。

茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例の施行について

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/kankyo/seiei/satushobunn0jyourei/zero.html>

問い合わせ先

このページに関するお問い合わせは **環境課** です。

稲敷市役所 2階 〒300-0595 [稲敷市犬塚1570番地1](#)

電話番号：029-892-2000（代表）

メールでのお問い合わせはこちら